

# 兵庫医科大学学則

## 第1章 目的及び内部質保証

### (目的)

第1条 本学は、建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学、薬学並びに保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療人及び教育・研究者を育成し、もって人類の福祉に貢献し、医療の発展に寄与することを目的とする。

### (学部の目的)

第2条 第6条で設置する学部の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学部は、豊かな人間性と高い倫理観を培い、医科学に関わる基本的な知識と技能を修得することによって人間を幅広く理解し、多様な医学領域及び種々の専門領域において実践する能力を獲得し、幅広い視野に立って社会の福祉へ奉仕できる有能有為の医師を養成する。
- 2 薬学部は、物質と生体に関する正しい知識と研究を通して得られる問題解決能力を基盤としつつ、生命の尊厳を畏敬し、人々の健康と幸福を真に願う医療専門職者としての明確な意識のもとに、多様な分野で薬学的立場から全人的医療を支えることのできる薬剤師を養成する。
- 3 看護学部は、倫理観に富んだ人間愛を基盤とし、高度化・複雑化する医療現場に対応できる確かな看護実践能力を育み、他職種と連携のもとに、人々が地域社会で自律し最適な生活を営むことを支援できる看護専門職者を養成する。
- 4 リハビリテーション学部は、全ての人に対して敬愛の念を持ち、理学療法学及び作業療法学を中心とする幅広い学問を基盤として、リハビリテーションの理念と総合的実践力をもって、人々の幸福と共生に奉仕する理学療法士及び作業療法士を養成する。

### (内部質保証)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。
- ③ 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制等については、別に定める。

### (情報開示)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育の充実及び向上)

第5条 本学は、教育の充実及び向上を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第2章 組 織

(学部・学科)

第6条 本学に医学部、薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部を置く。

- ② 医学部に医学科、薬学部医療薬学科、看護学部看護学科、並びにリハビリテーション学部理学療法学科及び作業療法学科を置く。
- ③ 本学学生の定員は、次のとおりとする。

学部学科名		入学定員	収容定員
医学部	医学科	108名	648名
薬学部	医療薬学科	150名	900名
看護学部	看護学科	100名	400名
リハビリテーション学部	理学療法学科	40名	160名
	作業療法学科	40名	160名
合 計		438名	2,268名

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

- ② 大学院学則は、別に定める。

(附属施設)

第8条 本学に、次の附属施設を置く。

- 1 兵庫医科大学病院
- 2 兵庫医科大学ささやま医療センター
- 3 兵庫医科大学図書館
- 4 兵庫医科大学薬用植物園

- ② 附属施設に関する規程は、別に定める。

(研究施設等)

第9条 本学における医学・医療の教育及び研究の推進及び診療業務の向上に資するために、附属研究施設及び共同利用施設を置く。

- ② 附属研究施設及び共同利用施設に関する規程は、別に定める。

### 第3章 教 職 員 組 織

#### (教職員)

第10条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

② 教職員に関する規程は、別に定める。

#### (学長)

第11条 学長は、本学を代表して校務をつかさどり、大学の全ての校務について、包括的な責任者としての権限を有し、所属職員を統督する。

② 学長の選考に関する規程は、別に定める。

#### (副学長)

第12条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

② 副学長の選考に関する規程は、別に定める。

#### (学部長)

第13条 学部長は、学部に関する全ての校務をつかさどり、学部の責任者としての権限を有する。

② 学部長の選考に関する規程は、別に定める。

#### (学科長)

第14条 本学に、学科長を置くことができる。

② 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

③ 学科長の選考に関する規程は、別に定める。

### 第4章 教 授 会 等

#### (学部教授会)

第15条 本学各学部に学部教授会を置く。

② 学部教授会組織は、次のとおりとする。

- 1 医学部は、学部長、専任の病院長（ささやま医療センター病院長含む）、及び専任の教授をもって構成する。
- 2 薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部は、学部長、専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
- 3 いずれの学部教授会も、学部長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。

③ 学部教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。

- 1 学生の入学、進級、卒業及び課程の修了に関する事項
  - 2 学位の授与に関する事項
  - 3 学生の身分に関する事項
  - 4 教育課程の編成に関する事項
  - 5 教員の教育研究業績等の審査に関する事項
  - 6 教員の人事に関する事項
  - 7 教員の研究活動に関する事項
  - 8 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- ④ 前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項については別に定める。
- ⑤ 学部教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 1 教育課程の編成以外の学生教育に関する事項
  - 2 学生の厚生補導に関する事項
  - 3 教育研究費予算に関する事項
  - 4 大学の重要な施設の設置、並びに運営に関する事項
- ⑥ 学部教授会に関する規程は、別に定める

（大学運営会議）

第16条 本学に大学の重要事項について審議する機関として大学運営会議を置く。

- ② 大学運営会議は、学長、副学長及び学部長をもって構成する。
- ③ 大学運営会議に関する規程は、別に定める。

## 第5章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第17条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

医学部医学科	6年
薬学部医療薬学科	6年
看護学部看護学科	4年
リハビリテーション学部 理学療法学科	4年
作業療法学科	4年

（在学年限）

第18条 学生の在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、第36条、第37条及び第38条の規定により入学した学生は、第39条により定められた修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

- ② 医学部の各学年次の在学年限は、第1・第2学年次、第3・第4学年次、第5・第6

学年次に区分し、各区分について4年を超えることはできない。

- ③ 薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部の各学年次の在学年限は、原則として2年を超えることができない。

## 第6章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第20条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- 1 日曜日
  - 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
  - 3 春季休業日
  - 4 夏季休業日
  - 5 冬季休業日
- ② 前項第3号から5号については、別に定める。
- ③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。
- ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第7章 教 育 課 程

(教育課程)

第22条 医学部医学科及び薬学部医療薬学科の教育課程は、第1学年次から第6学年次に分けて編成し、看護学部看護学科並びにリハビリテーション学部理学療法学科及び作業療法学科の教育課程は、第1学年次から第4学年次に分けて編成する。

(授業科目及び単位数)

第23条 本学における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

- ② 各学年に開講する授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業の方法及び単位の算定基準)

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- ② 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- ③ 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合わせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。
- 1 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
  - 2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させ、本学において修得した単位として認めることができる。

- ② 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前の大学、専門職大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について、本学において修得した単位として認めることができる。

- ② 学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修による既修得単位については、前項を準用する。
- ③ 第25条から本条第2項までの規定により、本学において修得した単位として認めることができる単位数は、合せて60単位を超えないものとする。

## 第8章 入学、休学、退学、復学及び除籍

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第29条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 7 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第30条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

（入学者の選考）

第31条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第32条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の身元保証書及び誓約書を提出するとともに、第48条及び第49条に定める学費を納付しなければならない。

- ② 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- ③ 第1項に規定する保証人は、父母又は独立の生計を営む成年に達した者で、本学に対して、当該学生に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。
- ④ 学長は、保証人が適当でないと認めるときは、変更させることができる。

（休学）

第33条 疾病、その他やむを得ない事由により、3か月以上就学することができない者は、事由を記した休学願を、保証人連署のうえで学長に提出し、その許可を得て休学することができる。疾病の場合は、本学の承認した医療機関の診断書を添付しなければならない。

- ② 疾病、その他の事由により、就学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- ③ 休学期間は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以上の休学を許可することがある。
- ④ 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第34条 休学している者、又は休学期間を終了した者が復学しようとするときは、その

事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を、保証人連署のうでで学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

#### (退 学)

第35条 疾病、その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、事由を記した退学願を、保証人連署のうでで学長に提出し、その許可を受けなければならない。

#### (再入学)

第36条 前条の規定により退学した者で、同一学部同一学科に再入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうでで相当の学年次に入学を許可することができる。

#### (転入学)

第37条 他の大学に在籍する者で、転入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうでで相当の学年次に入学を許可することができる。

#### (編入学)

第38条 他の大学を卒業した者又は退学した者及び短期大学を卒業した者で、編入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうでで相当の学年次に入学を許可することができる。

#### (再入学者、転入学者及び編入学者の取扱い)

第39条 第36条、第37条及び第38条の規定により入学を許可された者については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いは、学部教授会の意見を聴き、学長が定める。
- 2 修業すべき年数は、入学を許可された相当の学年次から、各学部の修業年次にいたる間の年数とする。

#### (転学部・転学科)

第40条 本学に在籍する者で、他の学部又は学科に転籍を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうでで、これを許可することができる。

#### (留 学)

第41条 外国の大学等に留学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。



- ② 前項で許可された留学期間は、第18条の規程により定められた在学年限に算入することがある。

(除籍及び復籍)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者については、学部教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
  - 2 第18条に定める在学年限を超えた者
  - 3 第33条第3項に定める休学期間を超えた者
  - 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
  - 5 疾病、その他の事由により成業の見込がないと認められる者
- ② 前項第4号による除籍者から復籍の願い出があった場合、復籍を許可することがある。
- ③ 除籍の手続きについては、別に定める。
- ④ 復籍の手続きについては、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第43条 学生は、本学在籍中に他の大学又は短期大学の学生になることはできない。

## 第9章 成績の評価

(評価の方法)

第44条 授業科目の成績の評価は、試験又はその他の方法により行う。

- ② 前項の試験及びその他の方法に関する規程は、別に定める。

(成績の評価)

第45条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種類で表記し、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

## 第10章 進級及び卒業

(進級)

第46条 当該学年次の所定の課程を修了した者については、学部教授会の意見を聴き、学長が進級を認定する。

- ② 進級を認定されなかった者は、原学年次に留まる。
- ③ 進級に関する規程は、別に定める。

(卒業及び学位)

第47条 本学各学部所定の修業年数(第36条、第37条及び第38条の規定により入学した者については、第39条の規定により定められた修業年数)以上在学し、医学部にお

いては、所定の課程を修了し卒業試験に合格した者について、薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部においては、別表2に定める卒業要件を満たした者について、それぞれ学部教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定し、以下の学位を授与する。

医学部	医学科	学士(医学)
薬学部	医療薬学科	学士(薬学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

## 第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料等)

第48条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、別表3に示すとおりとする。

(授業料等)

第49条 授業料等とは、授業料、実験実習費、施設設備費及び教育充実費のことをいう。

(授業料等の納付)

第50条 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。ただし、第32条第1項に該当するものを除く。

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第51条 休学する者の授業料等は、次のとおりとする。

- 1 学期を通して休学する者の授業料等は、休学する学期分を免除する。ただし、第32条の規定により納付された授業料等は、いかなる理由があっても返還しない。
  - 2 学期の途中で休学する者の授業料等は、休学する日の属する学期分は免除しない。
  - 3 第1号の規定にかかわらず、医学部は初年度に休学する者の授業料等は免除しない。
- ② 学期の途中で復学する者の授業料等は、復学する日の属する学期分を復学手続き時に納付しなければならない。
- ③ 学期の途中で退学した者及び除籍された者の授業料等は、退学した日又は除籍された日の属する学期分は免除しない。

(休学期間中の在籍料)

第52条 学期を通じて休学する者は、別表3に定める休学期間中の在籍料を納めなければならない。

- ② 学期の途中に休学する者の在籍料は、休学する日の属する学期分は徴収しない。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、医学部は初年度に休学する者の在籍料は徴収しない。
- ④ 在籍料の納付期間は、第50条に準ずる。

(既納の検定料、入学金、授業料等及び在籍料)

第53条 既納の検定料、入学金、授業料等及び在籍料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学を許可された後、所定の期日までに入学辞退届を提出し、授業料等の返還を申し出た場合は、入学手続き時に納めた授業料等のみを返還する。

## 第12章 聴講生、科目等履修生、受託生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第54条 本学の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第55条 本学の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考の上で、科目等履修生として入学を許可することがある。

(受託生)

第56条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(研究生)

第57条 本学において特定の事項について研究を希望する者については、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、外国人留学生として入学を許可することがある。

(聴講生、科目等履修生、受託生、研究生及び外国人留学生に関する規程)

第59条 聴講生、科目等履修生、受託生、研究生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第13章 学生行動規範

第60条 学生の心得、規律等については、別に定める。

## 第14章 賞 罰

### (表彰)

第61条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

② 表彰は、学部教授会の意見を聴き、学長が行う。

### (懲戒)

第62条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分に背く行為
- 4 本学の名誉を汚す行為
- 5 本学の学則及び規程に違反する行為
- 6 研究倫理に反する行為
- 7 本学の教育・研究・診療活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

④ 懲戒は、学部教授会の意見を聴き、学長が行う。

⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

## 第15章 学則の改廃

### (学則の改廃)

第63条 この学則の改廃は、学長が発議し、学部教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

#### 附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、昭和47年10月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、昭和48年12月21日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

附 則

この改正は、昭和49年5月27日から施行する。

附 則

- ① この改正は、昭和49年7月22日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和49年度以前の入学者に係る入学金及び授業料については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和50年5月26日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

- ① この改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和53年度以前の入学者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、検定料については、昭和55年1月10日から適用する。
- ② この改正の施行に際し、昭和54年度以前の入学者に係る休学通算期間については、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和55年度以前の入学者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和57年度以前の入学者に係る授業料、実験実習費及び施設設備費は、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和59年度第2学年にある者は、なお従前の例による。

附 則

- ① この改正は、昭和60年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和60年度第2学年にある者は、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年5月25日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

- ① この改正は、平成元年11月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- ② この改正の施行に際し、昭和57年度以前の入学者に係る授業料及び実験実習費は、従前の例による。ただし、施設設備費又は大学維持費については、従前の額に消費税を加算した額とする。

附 則

- ① この改正は、平成2年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、昭和57年度以前の入学者に係る授業料及び実験実習費並びに施設設備費又は大学維持費の納付額及び納付期間は、次のとおりとする。

区分	前 期	後 期
納付額	授業料及び実験実習費並びに施設設備費又は大学維持費の年額の2分の1の額	授業料及び実験実習費並びに施設設備費又は大学維持費の年額の2分の1の額
納付期間	4月1日から4月15日まで	10月1日から10月15日まで

附 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- ① この改正は、平成3年10月1日から施行し、第38条(卒業)の改正規定については平成3年7月1日から適用する。
- ② この改正の施行に際し、平成元年4月1日から適用した昭和57年度以前の入学者に係る施設設備費又は大学維持費については、適用前の額に変更する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第5条及び第13条の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

- ① この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、平成10年度以前の入学者に係る授業料等については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年9月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定については、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この改正は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行する。ただし、第41条及び第42条については、平成16年11月1日から適用する。

附 則

- ① この改正は、平成17年4月1日から施行する。
  - ② 第43条の改正は、平成18年4月1日から施行する。
- ただし、平成17年度以前の入学者に係る授業料等については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年11月27日から施行する。なお、第10条及び別表1の外科学については、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表1の地域医療学（寄附講座）については、平成19年3月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表1の地域総合医療学、腸管病態解析学（寄附講座）については、平成20年10月7日から適用する。なお、第4条に定める入学定員及び総定員は、平成35年までの間、緊急医師確保対策に伴う9年間の期限付き入学定員2名を含め以下のとおりとする。



年 度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
21年度	110人	610人	22年度	110人	620人
23年度	110人	630人	24年度	110人	640人
25年度	110人	650人	26年度	110人	660人
27年度	110人	660人	28年度	110人	660人
29年度	110人	660人	30年度	108人	658人
31年度	108人	656人	32年度	108人	654人
33年度	108人	652人	34年度	108人	650人
35年度	108人	648人			

附 則

この改正は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- ① この改正は、平成23年7月26日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、平成23年度以前の入学者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の第44条、第45条及び第46条の規定については、平成24年度入学者から適用する。

附 則

この改正は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月1日から施行する。ただし、別表1の心臓血管外科学と呼

吸器外科学の削除については、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。なお、第4条に定める入学定員及び総定員は、平成37年までの間、研究医養成のための入学定員増の措置に伴う6年間の期限付き入学定員2名を含め以下のとおりとする。

年 度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
21年度	110人	610人	22年度	110人	620人
23年度	110人	630人	24年度	110人	640人
25年度	110人	650人	26年度	112人	662人
27年度	112人	664人	28年度	112人	666人
29年度	112人	668人	30年度	110人	668人
31年度	110人	668人	32年度	108人	664人
33年度	108人	660人	34年度	108人	656人
35年度	108人	652人	36年度	108人	650人
37年度	108人	648人			

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表2については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。(第3条関係、別表1関係)

附 則

この改正は、平成28年5月26日から施行する。ただし、別表2は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1の集学的腫瘍外科学（寄附講座）の削除については、平成30年5月1日から適用する。なお、第4条の規定にかかわらず平成21年度から平成36年度までの間における医学部入学定員及び総定員は、以下のとおりとする。

年 度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
21年度	110人	610人	22年度	110人	620人
23年度	110人	630人	24年度	110人	640人
25年度	110人	650人	26年度	112人	662人
27年度	112人	664人	28年度	112人	666人
29年度	112人	668人	30年度	112人	670人
31年度	112人	672人	32年度	108人	668人
33年度	108人	664人	34年度	108人	660人
35年度	108人	656人	36年度	108人	652人
37年度	108人	648人			

附 則

この改正は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、別表1の国際観光医療学（寄附講座）については、2019年12月1日から適用する。なお、第4条の規定にかかわらず2020年度から2026年度までの間における医学部入学定員及び総定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
2020年度	112人	672人	2021年度	112人	672人
2022年度	108人	668人	2023年度	108人	664人
2024年度	108人	660人	2025年度	108人	656人
2026年度	108人	652人			

附 則

この改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

①この改正は、2022年4月1日から施行する。

②第6条の規定にかかわらず、2022年度から2026年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員	年 度	入学定員	収容定員
2022年度	108人	668人	2023年度	108人	664人
2024年度	108人	660人	2025年度	108人	656人
2026年度	108人	652人			

③2022年度に兵庫医療大学から、本学の薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部に転入学した学生については、第7章教育課程、第10章進級及び卒業、第11章入学検定料、入学金及び授業料等を別に定め適用する。

附 則

①この改正は、2022年4月1日から施行する。

②第6条の規定にかかわらず、2022年度から2027年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員	年 度	入学定員	収容定員
2022年度	112人	672人	2023年度	108人	668人
2024年度	108人	664人	2025年度	108人	660人
2026年度	108人	656人	2027年度	108人	652人

③2022年度に兵庫医療大学から、本学の薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部に転入学した学生については、第7章教育課程、第10章進級及び卒業、第11章入学検定料、入学金及び授業料等を別に定め適用する。

別表1

医学部医学科

授業科目並びに単位数は次のとおりである。

授業科目	単位数	備考
医学部へようこそ	1.0	必修
ライフサイエンスの基礎数学	1.0	
医情報学	0.5	
医情報学実習	*1.0	
生物学	1.0	

心理学実習	*1.0	
医学概論入門（アカデミックリテラシー教育科目）	2.0	
健康スポーツ科学	*1.5	*実習を含む
医学物理	1.5	
General English I:Reading	1.5	
General English I:Speaking	1.5	
人の行動と心理の科学	1.5	
基礎物理化学	1.0	
自然科学実習	*2.5	
医療コミュニケーション（ロールプレイ実習）と生命倫理	*0.5	必修
早期臨床体験実習 I	*2.5	
細胞生物学	1.0	
基礎生命化学	1.0	
タンパク質とアミノ酸の構造・機能・代謝	1.0	*実習を含む
糖質と脂質の構造・代謝	1.5	
生物化学統合 TBL	1.0	
組織総論と器官・臓器の解剖 I（消化器）	*2.0	
器官・臓器の解剖 II（筋・骨格と末梢神経）	*1.5	
器官・臓器の解剖 III（循環・呼吸器）	*1.0	
器官・臓器の解剖 IV	*1.5	
器官・臓器の発生	1.0	
人体解剖実習	*7.0	
人文・社会系選択科目	2.0（1科目当たり）	選択（2科目以上、上限5科目）
基礎物理学	0.5	選択（左の授業科目から1授業科目を選択）
基礎生物学	0.5	
基礎化学	0.5	
地域医療特別演習 I	*0.5	必修 *実習を含む （地域枠推薦入学生のみ）
個体の調節機能	2.0	
中枢神経系の解剖	*1.5	必修
生化学実習	*2.5	
ホメオスターシス	3.5	
医学英語入門	2.5	*実習を含む
レベルアップ選択科目 II	0.5	
原因と病態	*2.5	
生理学実習	*1.5	

生体と薬物	*4.5	
生体と寄生虫	*1.0	
生体防御のしくみとその破綻	*3.0	
生体と微生物	*3.0	必修
細胞機能異常と腫瘍	*2.0	
遺伝と遺伝子	*3.0	
臨床入門	1.5	*実習を含む
基礎系講座配属（研究者としてのてほどき）	*5.0	
早期臨床体験実習Ⅱ	*5.0	
医学英語論文講読演習	0.5	
基礎医学統合 TBL	1.0	
地域医療特別演習Ⅱ	*0.5	必修 *実習を含む （地域枠推薦入学生の み）
循環器系の疾患	3.0	必修
呼吸器系の疾患	2.0	
腎・尿路系の疾患	*1.5	*実習を含む
医の倫理・研究倫理とプロフェッショナリズム	1.5	
医学英語	1.0	
レベルアップ選択科目Ⅲ	0.5	
症候病態 TBL（Ⅰ）	2.0	
消化器系の疾患（消化管の疾患）	*2.5	
消化器系の疾患（肝・胆・膵の疾患）	2.0	
血液・造血器の疾患	*2.5	
内分泌・代謝・栄養の疾患	*2.0	
免疫・アレルギー疾患	1.5	
運動器系の疾患	2.0	
皮膚系の疾患	1.5	
東洋医学入門	1.0	必修
神経系の疾患	2.5	
チーム医療演習 -患者の痛みがわかる医療者養成-	2.5	
妊娠・分娩と乳房の疾患	2.0	
精神の疾患	1.5	
成長と発達	2.0	*実習を含む
耳鼻・咽喉・口腔・頸部の疾患	1.5	
歯・顎・口腔系の疾患	1.0	
視覚器の疾患	1.0	

検査学	1.0		
頭蓋・顎・顔面および体表の疾患（形成外科学）	0.5		
在宅ケア（訪問看護）実習	*1.0		
内科系まとめ試験	-		
地域医療特別演習Ⅲ	*1.5	必修 *実習を含む （地域枠推薦入学生の み）	
女性臓器疾患	1.5	必修	
死と法	1.0		
画像診断と治療	1.0		
麻酔と緩和医療	0.5		
男性臓器および後腹膜臓器疾患（泌尿器科疾患）	0.5	*実習を含む	
加齢と老化	0.5		
症候病態 TBL（Ⅱ）	1.5		
保健、医療、福祉と介護の制度	1.5		
英語で学ぶ臨床推論	0.5		
社会環境と健康	*1.5		
感染性疾患	1.0		
総合診療学	0.5		
リハビリテーション医学	1.0		
救急と災害	1.0		
医療入門	3.0		必修
医療安全管理と薬害	1.5		*実習を含む
臨床ゲノム医学	0.5		
臨床腫瘍学総論	1.0		
医療における情報とデータサイエンス	1.0		
臨床疼痛学	0.5		
病理診断学	1.0		
プレクリニカル教育	*4.5		
臨床解剖実習	*1.5		
地域医療特別演習Ⅳ	*1.5	必修 *実習を含む （地域枠推薦入学生の み）	
臨床実習（臓器別補習講義・医療英会話・地域医療特別演習Ⅴを含む）	*83.5	必修 *実習を含む （地域医療特別演習Ⅴ については、地域枠推 薦入学生ののみ）	

選択型臨床実習	*8.5	必修 *実習を含む (地域医療特別演習V については、地域枠推 薦入学生のみ)
自由選択実習 (地域医療特別演習VIを含む)	*13.5	必修 *実習を含む (地域医療特別演習VI については、地域枠推 薦入学生のみ)
臓器別特別演習	—	必修 *実習を含む
合計	270.0	

薬学部 医療薬学科

1 基礎分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
大学生の リテラシー	アカデミックリテラシー	2	基礎 科目	人間発達学	2
	医療概論	1		生命・医療倫理学	2
導入 教育 科目	化学入門	2		芸術学	2
	物理化学入門Ⅰ	1		社会学	2
	物理化学入門Ⅱ	1		臨床心理学(カウンセリン グ論を含む)	2
	生物学入門	2		教育学	2
	薬学入門Ⅰ(薬剤師の使命)	1		法学(日本国憲法を含む)	2
	薬学入門Ⅱ(薬と病気の科学)	1	外国 語	基礎英語	2
計算演習	1	英語会話		2	
基礎 科目	健康スポーツ科学Ⅰ	1		科学英語	2
	健康スポーツ科学Ⅱ(理論を含む)	1		応用英語	2
	統計学	2		中国語	2
	心理学	2	韓国語	2	
	哲学	2	臨床体験	早期臨床体験実習	1

2 専門基礎分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

授業科目	単位数
薬学英語Ⅰ	1
薬学英語Ⅱ	1
臨床論文評価学入門(英文読解)	1



医療コミュニケーション	1
チーム医療概論	1
看護論	1
総合リハビリテーション論	1
チーム医療論演習	1
チュートリアル	1
社会福祉学	2
ユニバーサルデザイン論	1
科学計算演習	1
医療統計学	1

3 専門分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
物理系薬学	物理化学Ⅰ（物質の構造）	1	化学系薬学	基礎有機化学Ⅰ（基礎と立体化学等）	1
	物理化学Ⅱ（物質の性質）	1		基礎有機化学Ⅱ（基本的な有機反応）	1
	物理化学Ⅲ（エネルギーと平衡）	2		有機化学Ⅰ（基礎とアルカン等）	2
	構造生物化学	1		有機化学Ⅱ（求核置換等）	2
	アドバンスト物理化学	1		有機化学Ⅲ（求電子置換等）	2
	分析化学Ⅰ（無機錯体化学）	1		医薬品化学	2
	分析化学Ⅱ（容量分析）	1		創薬化学	1
	分析化学Ⅲ（分光分析）	1		アドバンスト有機化学	1
	分析化学Ⅳ（重量分析・定性分析・分離分析）	1		薬用資源学	1
	分析化学Ⅴ（臨床分析・画像診断）	1		化学構造解析学	1
	物理系薬学実習	1.5		天然薬物学	1
	生物系薬学	生物化学Ⅰ（生物を構成する物質）		1	病態薬物治療学
生物化学Ⅱ（細胞とセントラルドグマ）		1	化粧品科学	1	
				有機化学実習	1
				天然薬物学実習	1
				臨床医学入門	1
				薬物治療学Ⅰ（血液・消化器・生殖器疾患等）	2

	生物化学Ⅲ (酵素とタンパク質)	1		薬物治療学Ⅱ (心臓・血管系疾患等)	2	
	生物化学Ⅳ (情報伝達のしくみ)	1		薬物治療学Ⅲ (精神疾患等)	2	
	生物化学Ⅴ (エネルギーを得るしくみ)	1		アドバンスト薬物治療学	1	
	生物化学Ⅵ (分子生物学、遺伝子工学)	1		東洋医学入門	1	
	糖鎖生物学	1		漢方治療学	2	
	糖鎖創薬学	1		漢方方剤学	1	
	アドバンスト生物化学	1		漢方薬理学	1	
	生理化学Ⅰ (細胞)	1		臨床診断学	2	
	生理化学Ⅱ (造血・呼吸)	1	薬 劑 薬 物 動 態 学	臨床ゲノム薬理学	1	
	生理化学Ⅲ (循環・消化)	1		臨床薬効評価学	1	
	生理化学Ⅳ (神経・運動等)	1		薬物動態学Ⅰ (薬物の生体内運命)	2	
	生理化学Ⅴ (感覚・内分泌等)	1		薬物動態学Ⅱ (薬物速度論, TDMを含む)	2	
	免疫学	2		理論薬剤学	2	
	バイオ医薬品とゲノム情報	2		製剤学Ⅰ (剤形、プロドラッグ)	2	
	腫瘍生物学	1		製剤学Ⅱ (製剤総則)	1	
	病理学概論	1		先端医療薬剤学	1	
	生物薬学実習	1		薬剤・調剤学実習	1	
	生理解剖学実習	1		薬物動態学実習	1	
衛 生 薬 学	感染症学入門	1		臨 床 薬 学	実務実習事前学習Ⅰ	1
	感染症学Ⅰ (細菌・真菌感染症および寄生虫症など)	1			実務実習事前学習Ⅱ	2
	感染症学Ⅱ (ウイルス感染症およびプリオン病など)	1			実務実習事前学習Ⅲ	2
	感染症治療学	1			薬剤経済学	1
	感染制御学	1	薬事関係法規・薬事制度		1	
	公衆衛生学	2	新薬局論 (薬学教育改革のエンドポイント)		1	
	衛生化学Ⅰ (環境衛生学)	2	機能食品学		1	
	衛生化学Ⅱ (栄養学・食品衛生学)	2	医薬品情報学		2	

	毒性学	1		コミュニティーファーマシー	2
	医薬品安全性学	2		医療安全管理	1
	放射化学	1		化学療法学	1
	医薬品開発学	1		セルフメディケーション	1
	薬物相互作用学	1		処方解析演習	1
	ペット医薬品学	1		輸液栄養学	1
	衛生薬学実習	1		救急・災害医療	1
薬理学	薬理学Ⅰ（基礎と神経系）	2	病院・ 薬局実習	病院実務実習	10
	薬理学Ⅱ（循環器系等）	2		薬局実務実習	10
	薬理学Ⅲ（内分泌系等）	1	研究実習・ 演習	研究実習（課題解決型薬学 研究・基礎と応用）	12.5
	薬理学実習	1		研究研修（課題解決型薬学 研究・発展）	2.5
				基礎薬学演習	1
				総合演習Ⅰ	2.5
				総合演習Ⅱ	2.5

看護学部 看護学科

1 基礎分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
人間と言葉	基礎英語	2	人間と社会	生命・医療倫理学	2
	英語会話	2		哲学	2
	科学英語	2		法学（日本国憲法を含む）	2
	応用英語	2		教育学	2
	中国語	2		社会学	2
	韓国語	2		人間発達学	2
人間と文化	芸術学	2	人間と科学	数理科学入門	2
	アカデミックリテラシー	2		化学と生命	2
	健康スポーツ科学Ⅰ	1		生物学	2
	健康スポーツ科学Ⅱ（理論を含む）	1		心理学	2
	国際比較文化論	2		情報の科学	2
			科学論	1	

	医療概論	1
	統計学	2
	早期臨床体験実習	1

2 専門基礎分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
人間と健康	形態機能学Ⅰ(運動器・神経系)	2	環境と健康	公衆衛生学	2
	形態機能学Ⅱ(循環器・内臓系)	2		疫学	2
	看護形態機能学	1		保健統計学	1
	生化学	1	人間と環境	社会福祉学	2
	病理学	1		保健医療福祉行政論	2
	疾病・治療論Ⅰ(内科)	1		食品・環境論	2
	疾病・治療論Ⅱ(外科)	1		国際医療福祉論	1
	疾病・治療論Ⅲ(精神/老年)	1		地域ボランティア論	1
	疾病・治療論Ⅳ(母性/小児)	1	チーム医療	医療コミュニケーション論	2
	医療遺伝学	1		チーム医療概論	1
	免疫学(含微生物学)	1		総合リハビリテーション論	1
	薬理学	1		薬学概論	1
	栄養学	1		チーム医療論演習	1
	臨床心理学 (カウンセリング論を含む)	2		多職種連携実習	1

3 専門分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
基盤看護学	看護学概論Ⅰ	1	家族支援看護学	母性看護学概論	2
	看護学概論Ⅱ	1		母性看護援助論	2
	基礎看護方法論	1		ヒューマンセクシュアリティと看護	1
	基礎看護技術Ⅰ(生活援助)	2		母性看護学実習	2
	基礎看護技術Ⅱ(治療援助)	2		基礎助産学	1
	基礎看護技術Ⅲ(看護過程)	2		助産診断技術学Ⅰ	3

				(周産期・新生児の健康診 査)	
	セイフティマネジメント	1		助産診断技術学Ⅱ (助産診断実践過程)	3
	感染看護論	1		助産管理	1
	看護マネジメント	1		助産学実習	7
	看護キャリア開発論	1		老年看護学概論	2
	看護学教育論	1		老年看護援助論	1
	基礎看護学実習Ⅰ(生活援助)	1		老年看護技術演習	1
	基礎看護学実習Ⅱ(看護過程)	2		認知症ケア方法論	1
療養支援看護学	成人看護学概論	2	生活支援看護学	老年看護学実習	3
	急性看護援助論	2		公衆衛生看護学概論	1
	慢性看護援助論	2		公衆衛生看護活動論	2
	がん看護援助論(含終末期看護)	2		公衆衛生看護方法論	2
	成人看護技術演習	1		公衆衛生看護管理論	1
	クリティカルケア論	1		公衆衛生看護方法論演習	3
	代替療法と看護	1		公衆衛生看護学実習	4
	成人看護学実習Ⅰ(急性)	3		地域・在宅看護論Ⅰ	2
	成人看護学実習Ⅱ(慢性)	3		地域・在宅看護論Ⅱ	2
	精神看護学概論	2		地域・在宅看護援助論	2
	精神看護援助論	2		ケアマネジメント論	1
	学校保健と心の問題	1		地域・在宅看護実習	2
	精神看護学実習	2		研究方法論	1
	家族支援看護学	小児看護学概論		2	総合
小児看護援助論Ⅰ		1	国際看護	1	
小児看護援助論Ⅱ		1	家族看護論	1	
子育てと文化		1	災害看護	1	
小児看護学実習		2	看護研究セミナー	2	

リハビリテーション学部 理学療法学科

1 基礎分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
------	------	-----	------	------	-----

大学生の リテラシー	アカデミックリテラシー	2	基礎科目	科学論	1	
	医療概論	1		情報の科学	2	
導入教育 科目	数理科学入門	2		基礎科目	地域ボランティア論	1
	生物学入門	2			食品・環境論	2
基礎科目	健康スポーツ科学Ⅰ	1	外国語	基礎英語	2	
	健康スポーツ科学Ⅱ（理論を含む）	1		英語会話	2	
	生物学	2		科学英語	2	
	心理学	2		応用英語	2	
	哲学	2		韓国語	2	
	人間発達学	2		中国語	2	
	生命・医療倫理学	2	臨床体験	早期臨床体験実習	1	
	芸術学	2				
	社会学	2				
	臨床心理学（カウンセリング論を含む）	2				
	社会福祉学	2				
	教育学	2				
	法学（日本国憲法を含む）	2				
	化学と生命	2				

2 専門基礎分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
基礎医学	解剖学Ⅰ	1	臨床医学	精神医学Ⅰ	1
	解剖学Ⅱ	1		義肢装具学	1
	解剖学実習Ⅰ	1		臨床薬学	1
	解剖学実習Ⅱ	1		医療安全特論	1
	生理学Ⅰ	1		救急・災害医療	1
	生理学Ⅱ	1		総合スポーツ医学特論	1
	生理学実習	1	リハビリテーション実践 特論	1	
	病理学	1	医療と社会	リハビリテーション概論	1
	運動学Ⅰ	1		看護論	1
	運動学Ⅱ	1		薬学概論	1
運動学実習	1	公衆衛生学		2	
運動発達論	1	医療統計学演習		1	

臨床医学	一般臨床医学	1	チーム医療	医学英語	1
	リハビリテーション医学	1		チーム医療概論	1
	内科学Ⅰ	1		チーム医療論演習	1
	内科学Ⅱ	1		多職種連携実習	1
	神経内科学Ⅰ	1			
	神経内科学Ⅱ	1			
	整形外科Ⅰ	1			
	整形外科Ⅱ	1			

3 専門分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
基礎理学療法学	理学療法概論	2	理学療法治療学	神経系理学療法学Ⅱ	2
	基礎理学療法学	2		神経系理学療法学実習	2
	理学療法研究法	1		小児発達系理学療法学演習	2
	バイオメカニクス	2		内部障害系理学療法学Ⅱ	2
理学療法管理学	2	内部障害系理学療法学実習		2	
理学療法評価学	体表解剖学実習	1		理学療法トピックス	1
	理学療法評価学	2	スポーツ理学療法学演習	1	
	運動器系理学療法学Ⅰ	1	地域理学療法学	2	
	神経系理学療法学Ⅰ	1	生活環境学	1	
	内部障害系理学療法学Ⅰ	1	見学実習Ⅰ	1	
理学療法治療学	物理療法学	2	臨床実習	見学実習Ⅱ	1
	物理療法学演習	1		基礎臨床実習	3
	義肢装具学実習	1		地域理学療法学実習	1
	日常生活活動学	2		総合臨床実習Ⅰ	8
	日常生活活動学実習	1		総合臨床実習Ⅱ	8
	運動器系理学療法学Ⅱ	2		総合演習	卒業研究
	運動器系理学療法学実習	2	理学療法基礎演習		1

		理学療法総合演習	1
--	--	----------	---

リハビリテーション学部 作業療法学科

1 基礎分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
大学生の リテラシー	アカデミックリテラシー	2	基礎科目	科学論	1
	医療概論	1		情報の科学	2
導入教育科 目	数理科学入門	1		地域ボランティア論	1
	生物学入門	2		食品・環境論	2
基礎科目	健康スポーツ科学 I	1	外国語	基礎英語	2
	健康スポーツ科学 II (理論を含む)	1		英語会話	2
	生物学	2		科学英語	2
	心理学	2		応用英語	2
	哲学	2		韓国語	2
	人間発達学	2		中国語	2
	生命・医療倫理学	2	臨床体験	早期臨床体験実習	1
	芸術学	2			
	社会学	2			
	臨床心理学 (カウンセリング論を含む)	2			
	社会福祉学	2			
	教育学	2			
	法学 (日本国憲法を含む)	2			
	化学と生命	2			

2 専門基礎分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
基礎医学	解剖学 I	1	臨床医学	精神医学 I	1
	解剖学 II	1		精神医学 II	1
	解剖学実習 I	1		義肢装具学	1
	解剖学実習 II	1		臨床薬学	1
	生理学 I	1		医療安全特論	1
	生理学 II	1		救急・災害医療	1
	生理学実習	1		総合スポーツ医学特論	1
	病理学	1		リハビリテーション実践	1



				特論	
	運動学Ⅰ	1	医療と社会	リハビリテーション概論	1
	運動学Ⅱ	1		看護論	1
	運動学実習	1		薬学概論	1
	運動発達論	1		公衆衛生学	2
臨床医学	一般臨床医学	1	医療と社会	医療統計学演習	1
	リハビリテーション医学	1		医学英語	1
	内科学Ⅰ	1	チーム医療	チーム医療概論	1
	内科学Ⅱ	1		チーム医療論演習	1
	神経内科学Ⅰ	1		多職種連携実習	1
	神経内科学Ⅱ	1			
	整形外科Ⅰ	1			
	整形外科Ⅱ	1			

3 専門分野の授業科目並びに単位数は次のとおりである。

科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
基礎作業療法学	作業療法学概論Ⅰ	1	作業療法治療学	発達系作業療法治療学	2
	作業療法学概論Ⅱ	1		発達系作業療法治療学演習	1
	作業活動学実習Ⅰ	1		老年期作業療法治療学	1
	作業活動学実習Ⅱ	1		認知系作業療法治療学	1
	作業療法研究法	1		認知系作業療法治療学演習	1
作業療法管理学	作業療法管理学Ⅰ	1		日常生活支援論	1
	作業療法管理学Ⅱ	1		作業療法症例演習	1
作業療法評価学	作業療法評価学	1		作業療法特別演習	2
	作業療法評価学実習	1	地域作業療法学	地域作業療法学	1
	身体系作業療法評価学	1		地域作業療法学演習	1
	身体系作業療法評価学実習	1		生活環境支援論	1
	精神系作業療法評価学	1		職業生活支援論	1
	発達系作業療法評価学	1	臨床実習	見学実習Ⅰ	1
	老年期作業療法評価学	1		見学実習Ⅱ（地域）	1
		評価実習		6	
作業療法治療学	身体系作業療法治療学Ⅰ	2	総合臨床実習Ⅰ	8	
	身体系作業療法治療学Ⅱ	2	総合臨床実習Ⅱ	8	
	身体系作業療法治療学演習Ⅰ	1			



教育充実費 (次年度以降)	600, 000円	600,0 00円				
------------------	--------------	--------------	--	--	--	--

(医学部 在籍料)

1年間休学する場合：1,500,000円

半年間休学する場合：750,000円 (学期を通じて休学を許可された学生のみ対象)

(薬学部、看護学部、リハビリテーション学部 在籍料)

1年間休学する場合：120,000円

半年間休学する場合：60,000円 (学期を通じて休学を許可された学生のみ対象)